

令和3年度 展示会等出展支援事業助成金交付事業

【募集要領】

1. 目的

板橋区内の企業等が開発した自社の製品、技術力等を広く国内外に紹介するため、展示会等に出展する際に必要な経費の一部を助成することにより、販路拡大を促進し、区内産業の振興を図ることを目的とする。

2. 募集期間

1次募集期間

令和3年4月19日(月)～令和3年5月21日(金)

2次募集期間

令和3年10月1日(金)～令和3年11月1日(月)

3. 募集件数

10件程度

※平成29年度～令和元年度の間はこの助成金を受領していない企業等を優先
(令和2年度にこの助成金を受領している企業等は申込み不可)

※応募数が募集件数を超えた場合は抽選とする

4. 助成金額

(1) 中小企業者：助成対象経費の1/2 (上限20万円)

(2) 個人事業主：助成対象経費の2/3 (上限20万円)

※光学・印刷(機器・技術)関連分野の展示会へ出展する場合は上限30万円

※千円未満切捨て

5. 助成対象者※全ての条件を満たすこと。

- (1) 中小企業基本法で定義する中小企業者に該当すること（みなし大企業除く）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- (2) 板橋区内で1年以上事業を営む中小企業者・個人事業主である
- (3) 板橋区内に本社又は事業所を有する
- (4) 前年度の法人事業税・法人住民税（個人事業主の場合は住民税）を滞納していない
- (5) 助成対象として申請した経費に関して、当公社の別事業や他の公社、国、自治体等から補助金等の支援を受けていない
- (6) 令和2年度にこの助成金を受領していない
- (7) 令和3年度にこの助成金を申請していない
- (8) 令和3年度に当公社が募集する区外展示会板橋区ブースに出展しない
- (9) 原則として*板橋区産業データベースに登録している

*：区内企業を紹介するデータベース。掲載は無料。詳しくは問い合わせ先まで。

6. 助成対象展示会（オンライン展示会含む）

- (1) 令和3年3月1日（月）～令和4年2月28日（月）までに契約・実施（出展）・支払い（決済を含む）が完了する国内外の展示会（オンライン展示会含む）である。
※契約（申込み）・支払いについては助成対象期間前に行っているものも対象
※オンライン展示会は、開催期間が概ね1ヶ月以内のもの
- (2) 自社の製品及び技術を広く紹介することを目的として出展する
- (3) 当公社及び板橋区が主催する展示会ではない
- (4) 商談会等の事前マッチング型ではない
- (5) 販売を目的とした展示会等や原則として、特定の顧客（会員等）を対象とする展示会等ではない
- (6) 自社が主催又は運営に携わる展示会等ではない
- (7) 出展の際は、小間内に申請事業者名を表示する

7. 助成金対象経費

- (1) 展示会の出展料（ブース代、オンライン展示会の場合は参加料やページ掲載料等）
- (2) 展示装飾費用（ブース製作費、工事費、オンライン展示会の商談機能使用料等）
- × 助成対象外経費：販促用チラシ・パンフレット作成費、コンテンツ（画像・動画）作成費、送料、人件費、宿泊費、交通費、通信費、消費税等

8. 助成金交付決定の取り消し及び助成金の返還

助成対象者等が、次のいずれかに該当した場合は助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容等の公表を行うことがある。また、既に助成対象者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還すること。

- (1) 偽り、隠匿その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
- (2) 板橋区内で事業を行っていないと認められるとき
- (3) 東京都板橋区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (5) その他、当公社が助成内容として不適切と判断したとき

9. その他

- (1) 助成内容の進捗状況確認のため、実地検査に入る可能性がある
- (2) 申請時、実績報告時、請求時のそれぞれにおいて、一定期間連絡が取れない場合、申請が無効となる可能性がある
- (3) 助成金の支払いについては、実績報告により助成金の額が確定し、請求書を提出した後の後払いとなる
- (4) 助成金の額の確定に当たっては、助成対象物や証拠書類の確認ができない場合については、交付決定後であっても助成対象外となる可能性がある
- (5) 国や他自治体等が実施する他の制度（補助金等）の支援を受けている場合、経費の重複を確認するため、該当自治体等に確認を行う場合がある
- (6) 提出書類は返却しない
- (7) 当公社のHP等において、助成金採択事業者と助成対象展示会を公表する
- (8) 採択事業者は、画像素材等、当該公表に必要となる情報等の提供や、当公社が発信するHP・SNS等での出展に関する情報等の掲載に協力すること。

10. 申請者情報の取り扱いについて

(1) 利用目的

- ア 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のため
- イ 申請内容（経費）と他の制度との重複申請の確認のため
- ウ 事業案内やアンケート調査等を行う場合

(2) 個人情報について

個人情報は、公益財団法人板橋区産業振興公社の「個人情報保護方針」に基づき、適切に取扱う

お問い合わせ先

公益財団法人 板橋区産業振興公社 事業第2グループ
TEL：03-3579-2191 Eメール：jshien@itabashi-kohsha.com
受付時間：平日9時00分～17時00分